

平成30年 月 日

城陽市上下水道事業経営審議会
会長 楠見 晴重 様

城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会
部会長 太田 達也

城陽市水道事業ビジョンを実効あるものとするために（中間報告（案））

城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会（以下「本部会」とする。）は、城陽市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」とする。）より付託を受け、現在審議中の「城陽市水道事業ビジョン」（以下「ビジョン」とする。）を実効あるものとするため、事業実施の裏付けとなる財政面について検討を重ねています。

この度、当部会におけるこれまでの検討結果について、下記のとおり中間報告いたします。

記

1. 経営課題を踏まえた財政のあり方

本部会においては、水道事業が抱える経営課題を把握するとともに、現在審議中のビジョンの目標を達成しつつ、持続的な経営や負担の公平性を確保するため、“あるべき料金水準”を検討することとしました。

ビジョンでは、“基幹管路の耐震性の確保”を最重点施策としています。基幹管路の耐震性を向上させるためには、年度あたりおよそ5～7億円の事業費が必要です。

一方、水道事業は企業債への依存度が非常に高いため、将来負担の公平性の観点からも、企業債残高を減少させる必要があります。

また、水道事業では災害発生時に速やかな復旧が求められるため、被災時の応急復旧に要する資金を保持しておくことが望まれます。

これらの条件を満たすためには、企業債の発行額を事業費の3分の1に抑制しつつ、平成31年度に水道料金水準を現行水準から平均23%改定することが必要であるという結論に至りました。

2. 附帯意見

(1) 審議会における内容の精査

本部会では、ビジョンの目標を達成するために必要な“あるべき料金水準”を検討しました。収支面からの必要性を重視して検討を行ったため、実際改定を行う際の低所得者に対する配慮等は審議会において検討を行う必要があります。

(2) 広報による周知・理解

料金改定については、利用者の周知・理解が重要です。料金改定とその背景等、特に改定に伴う増収分の使途について、事前にわかりやすい広報を実施する必要があります。

さらに、今後については、定期的に水道事業の経営状況や利用者が支える経営の仕組みといった、利用者の水道事業に対する理解を深める広報の実施が望まれます。

(3) 経営努力による原価の低減

水道事業者には、原価低減への経営努力が求められます。しかし、周辺事業体と比較しても城陽市の原価は非常に低額であり、城陽市単独での業務効率化等による経費削減には限界があります。今後は事業の広域化（委託業務の共同発注等）による原価低減策の検討と実施を要請します。

(4) 定期的な経営状況の検証・見直し

今回、報告した水道料金水準の改定率については、前回の料金改定から長期間改定がなされていなかったことも要因の1つと捉えています。今後は人口や水量の変化のみならず、様々な経営環境の変化に対応するべく、定期的に経営状況を検証し、水道料金算定要領に基づき、3～5年毎に料金を見直す機会を設定することが望まれます。

3. 付属資料

付属資料は、「城陽市における水道料金のあり方について（中間報告）」をまとめるにあたって、本部会において事務局から提示された資料や資料説明に基づく検討過程の要点を整理したものです。

城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会

部会長 太田 達也

副部会長 清水 聡行

池田 雅樹

生駒 智史

坂東 芳行

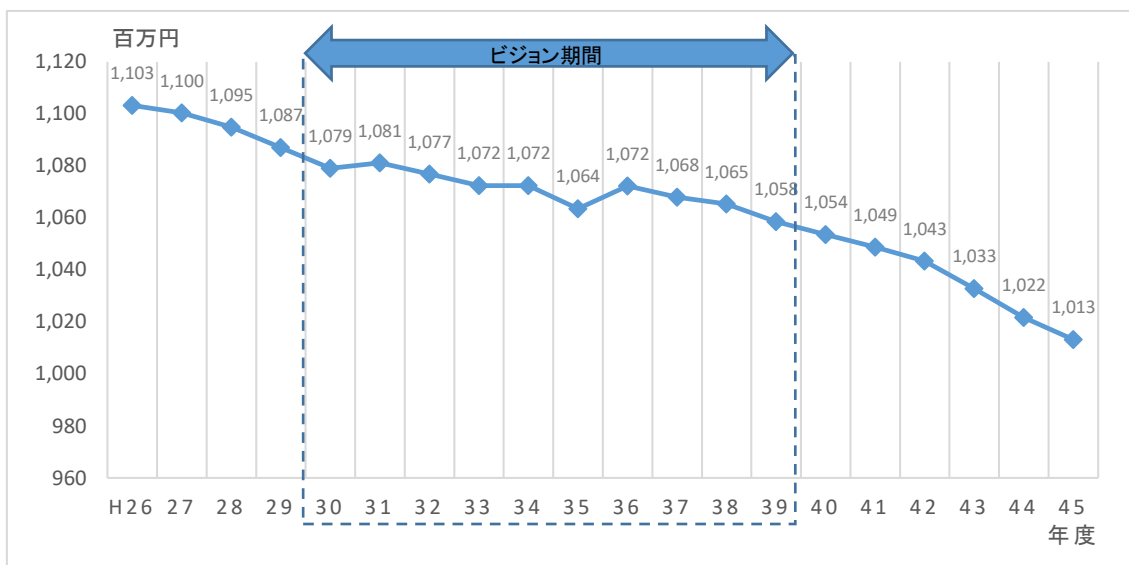
「城陽市における水道料金のあり方について（中間報告）」に関する付属資料

1. 水道事業の経営課題

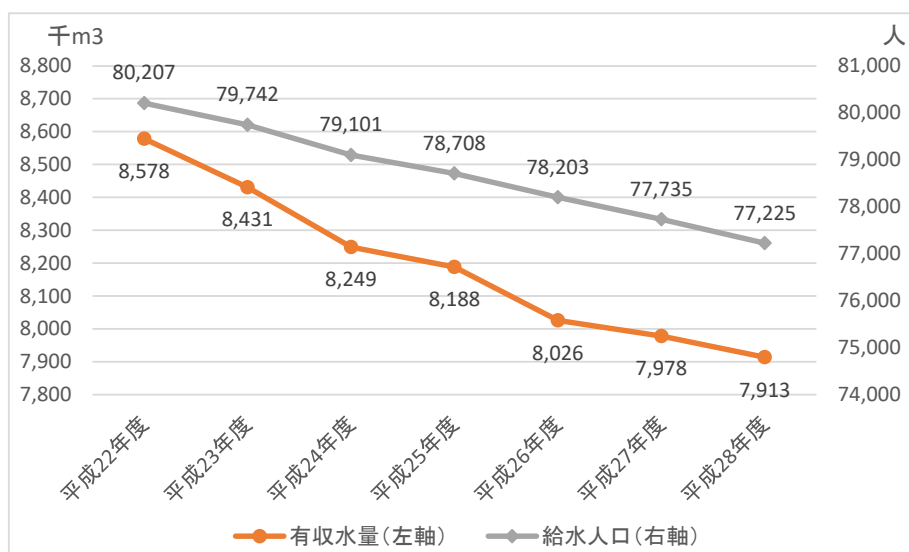
(1) 給水収益の減少

城陽市の水道事業において、給水収益は減少傾向となっています。その主な要因は、給水人口の減少及び節水による有収水量の減少であり、今後も給水人口の減少及び節水は続くことが見込まれています。

図表 1 給水収益の推計値



図表 2 有収水量・給水人口の推移

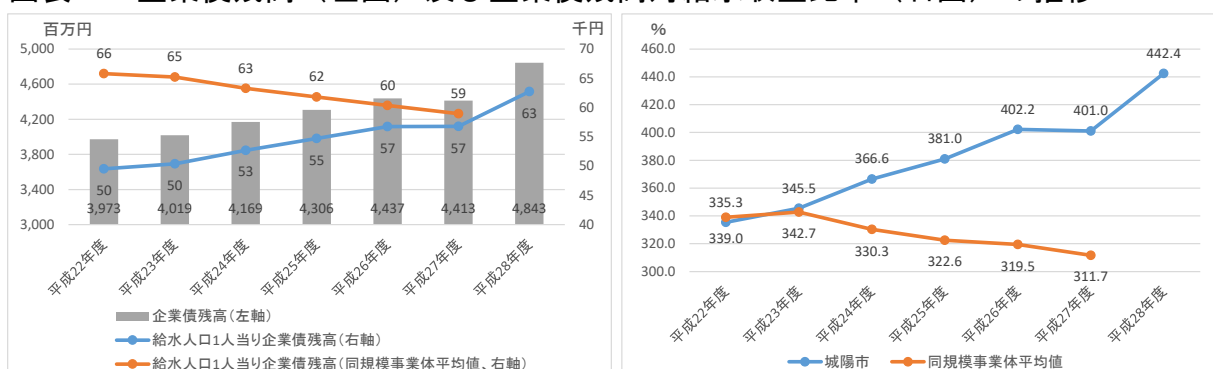


(2) 企業債残高の増加

企業債残高は増加傾向にあります。給水人口 1 人当り企業債残高及び企業債残高対給水収益比率は、同規模事業体平均値が各々減少/低下傾向（良化傾向）の一方、城陽市は悪化傾向にあります。

今後、給水人口及び有収水量の減少が見込まれるなかで、ビジョンにある“将来負担の公平性を考慮した企業債の借り入れ”については、同規模事業体平均値程度の傾向と水準を目指して、企業債残高の適正化が必要であるという結論になりました。

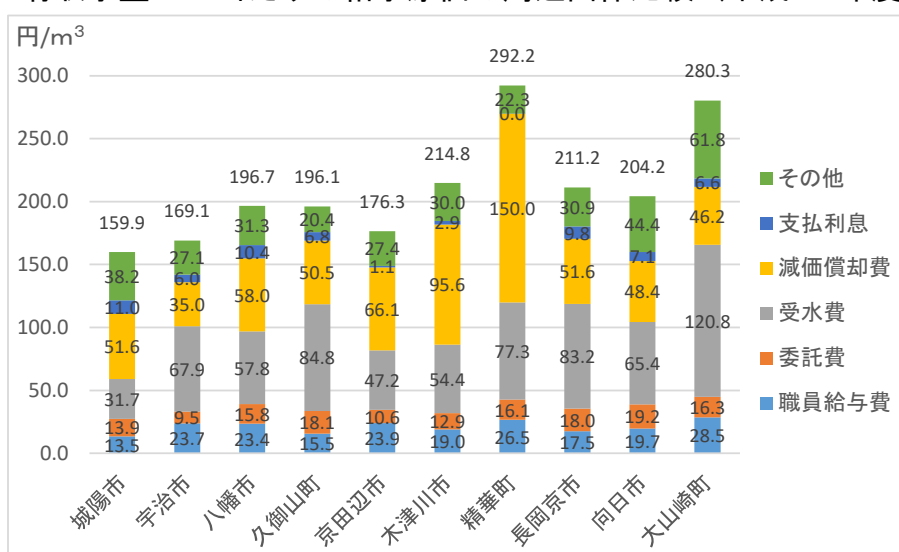
図表 3 企業債残高（左図）及び企業債残高対給水収益比率（右図）の推移



(3) 経費削減の限界

城陽市の給水原価は、周辺団体の中では最も低い水準となっています。これまで職員数削減や民間委託の活用等を進めるなかで、城陽市単独での経費削減は難しい状況となっています。

図表 4 有収水量 1 m³当たりの給水原価の周辺団体比較（平成 28 年度）



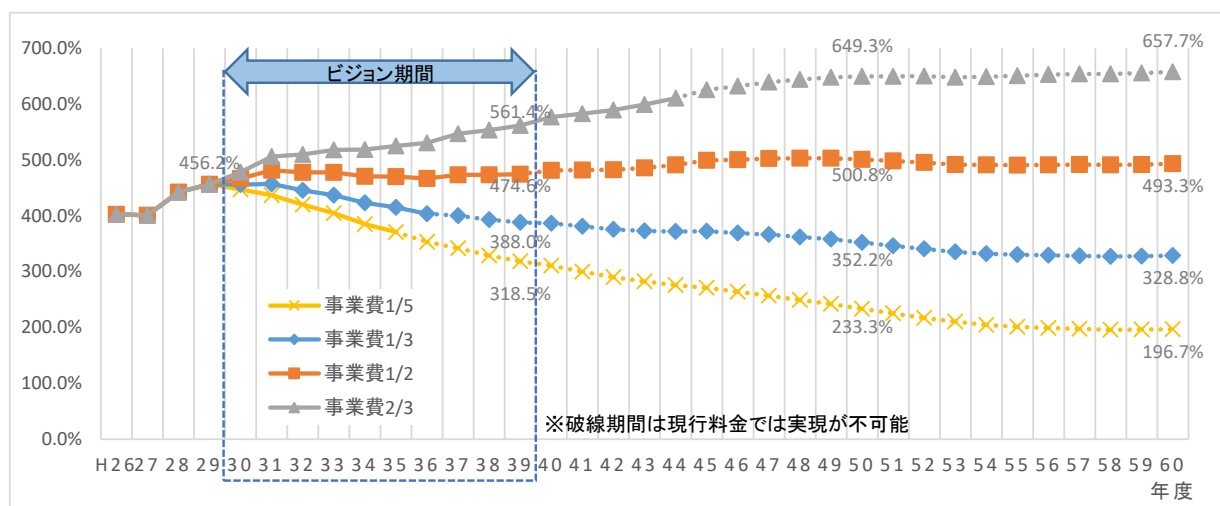
2. 財政見通し

(1) 企業債発行水準の設定

ビジョン期間中（平成 30～39 年度）に、企業債残高対給水収益比率を同規模事業体平均値と同様に減少傾向とするために必要な企業債発行水準について、長期的な視点で判断する必要があるという意見が出され、事務局に対して資料を要請したところ、企業債発行額を事業費の 3 分の 1 に抑制する必要があるという資料提示がありました。

また、この企業債発行水準については、現行料金が継続した場合には、平成 37 年度には元利償還金等の財源が不足し、事業継続が困難になるという資料提示がありました。そのなかで、ビジョンの目標達成のためには、この企業債発行水準とするとともに、事業費の一部を現世代にも負担してもらうため、料金改定が必要であるとの結論に至りました。

図表 5 企業債残高対給水収益比率の推計値



(2) 料金改定水準

①前提条件

事務局から、ビジョンの目標を達成しながら、安定的・持続的に経営を行うためには下記の条件を達成する必要があり、これを前提条件として料金改定水準のパターンが提示されました。

- A. 企業債残高を低下させる
- B. 1 年分の経常的支出として約 10 億円の資金を確保する
- C. 災害による被害への応急復旧費として約 4 億円の資金を確保する

前提条件 B 及び C の理由については、過去の大地震発生時の復旧費用を今後想定される大地震における被害発生状況にあてはめて必要額を算出したものであり、その必要性が高いという共通認識が持たれました。

②料金水準の改定パターン（案）

事務局から提示された料金水準の改定パターン（案）は下表のとおりです。改定案②については、ビジョン期間中に2回の改定を必要とする案であるため、2回目の改定により、改定案①の水準よりも高い改定水準になります。

図表6 料金水準の改定パターン（案）

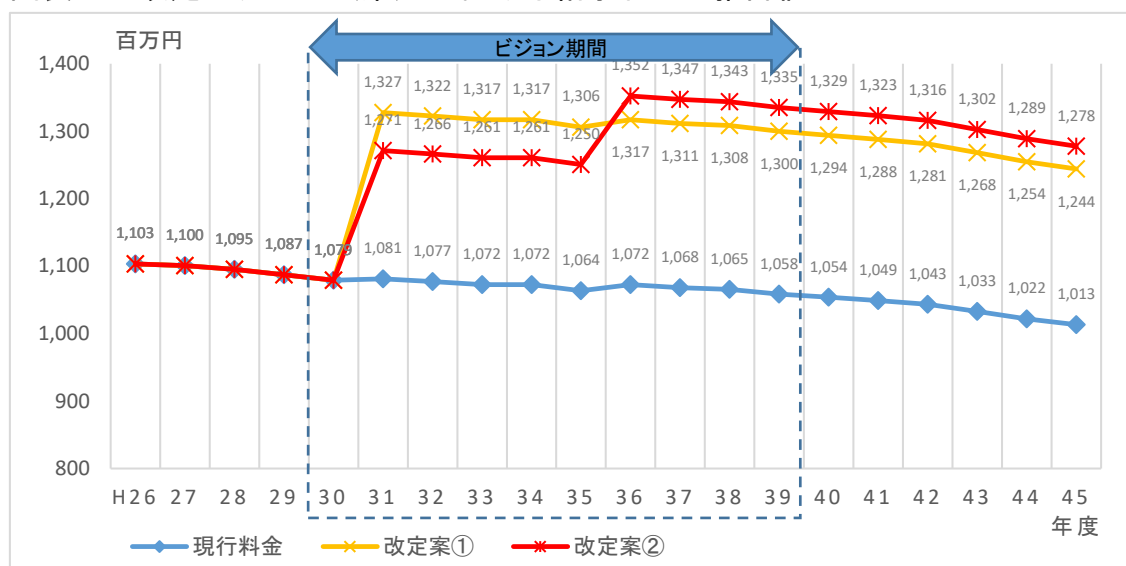
改定パターン(案)	改定の概要
改定案①	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジョン期間中、平成31年度の料金改定のみで期間中の必要な利潤を確保するパターン ・平成31年度に平均所要改定率23%で料金改定(※1)。
改定案②	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金算定要領に基づき、料金算定期間を5年と設定し、平成31年度及び平成36年度に料金改定を実施するパターン ・平成31年度に平均所要改定率18%で料金改定(※1) ・平成36年度に平均所要改定率9%で料金改定(※2)

③改定パターン（案）における財政見通し

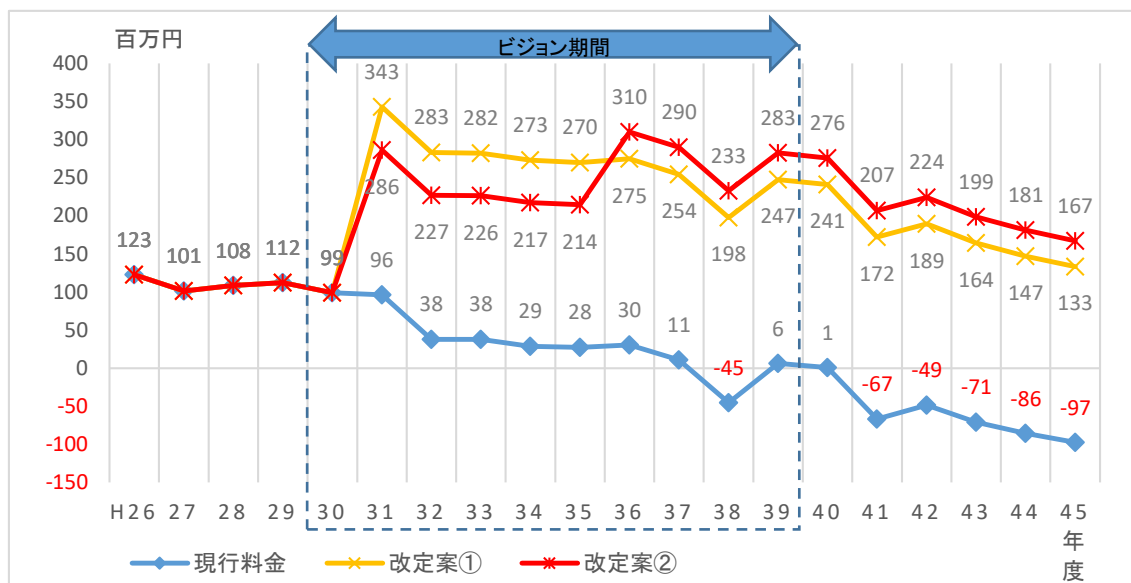
事務局から提示された料金水準の改定パターン（案）による、給水収益、当期純利益、正味運転資金残高、企業債残高対給水収益比率は、以降の図表のとおりとなっています。

給水収益及び当期純利益は、料金改定により変動し、改定案②における2回目の改定以降は、改定案①の水準を上回ります。

図表7 改定パターン（案）における給水収益の推計値

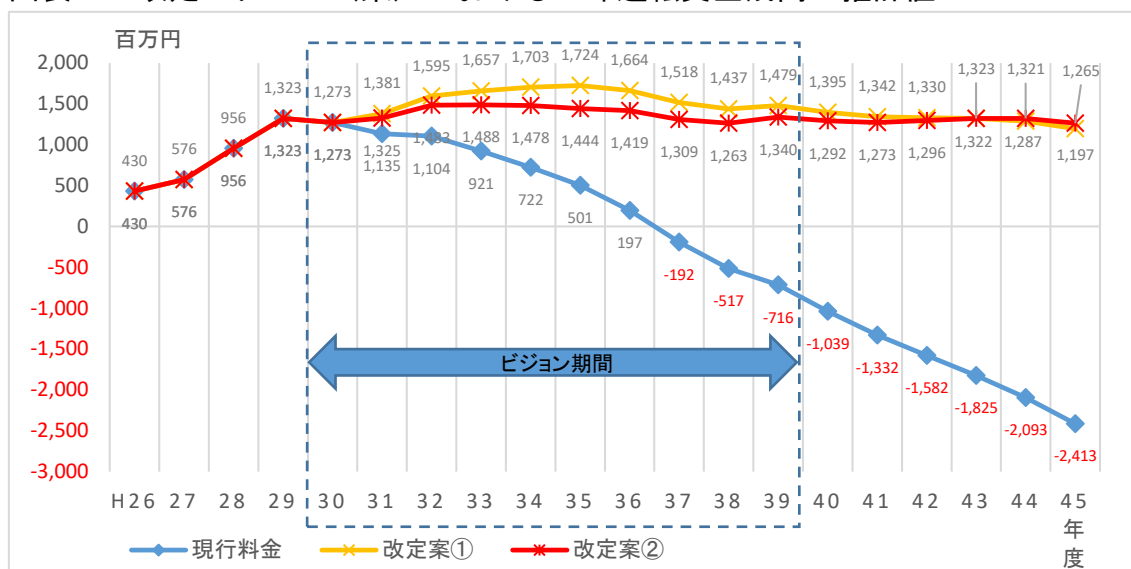


図表8 改定パターン（案）における当期純利益の推計値



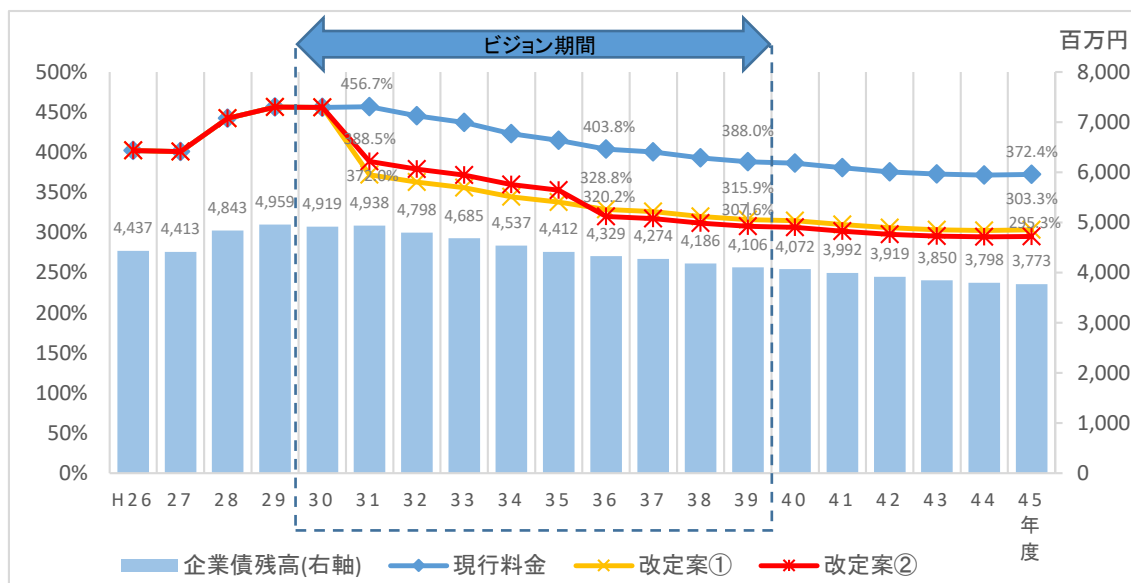
現行料金が継続した場合、平成37年度から財源不足が見込まれますが、料金改定を実施した場合、いずれのパターンでも概ね必要な資金を確保できる見込みとなっています。

図表9 改定パターン（案）における正味運転資金残高の推計値



企業債残高対給水収益比率は、改定案①、②いずれの場合も現行料金が継続した場合に比べて低下し、ビジョン期間中に近年の同規模団体平均値の水準に近づくことが見込まれます。

図表 10 改定パターン（案）における企業債残高及び企業債残高対給水収益比率の推計値



④改定パターン（案）の検討結果

委員からは、経営側の努力に関して、民間活力の活用など経費削減の可能性などの質問があり、事務局からは、今後も経費削減努力は続けるものの、当面は城陽市水道事業単体での経費削減につながる委託の拡大等は見込み難いことが回答されました。

また、2回目の改定は現時点で決定できるかについて質問があり、事務局からは、2回目の改定の必要性は明示できるものの、改定率等の詳細は2回目の改定の検討時に決定する必要があることが回答されました。

そして、ビジョン期間中に2回の料金改定により必要な資金を確保する方法もあるものの、人口減少や節水傾向が見込まれるなかで、ビジョン目標の達成の裏づけとなる財政計画については、その確実性が必要である、という共通認識が持たれました。

その結果、ビジョン実現のための確実な財源の確保、2回目の改定時期及び改定率の不透明さを克服するため、改定案①のとおり、平成31年度に水道料金水準を現行水準から平均23%改定することが必要であるという結論に至りました。